

Title	『コロキア』同人規約；『コロキア』投稿規定
Sub Title	
Author	
Publisher	慶應義塾大学大学院文学研究科英米文学専攻『コロキア』同人
Publication year	2024
Jtitle	Colloquia (コロキア). No.45 (2024.) ,p.134- 134
JaLC DOI	
Abstract	
Notes	
Genre	
URL	https://koara.lib.keio.ac.jp/xoonips/modules/xoonips/detail.php?koara_id=AN00341698-20241220-0134

慶應義塾大学学術情報リポジトリ(KOARA)に掲載されているコンテンツの著作権は、それぞれの著作者、学会または出版社/発行者に帰属し、その権利は著作権法によって保護されています。引用にあたっては、著作権法を遵守してご利用ください。

The copyrights of content available on the KeiO Associated Repository of Academic resources (KOARA) belong to the respective authors, academic societies, or publishers/issuers, and these rights are protected by the Japanese Copyright Act. When quoting the content, please follow the Japanese copyright act.

『コロキア』同人規約

- 1 本会は慶應義塾大学大学院文学研究科英米文学専攻『コロキア』同人と称する。
- 2 本会は会誌『コロキア』の編集・発行を通じて会員・準会員の英米文学および英語学、言語学の研究の促進をはかることを目的とし、年一回以上の発行を目指す。
- 3 会員は慶應義塾大学大学院文学研究科英米文学専攻修士・博士課程の在学者、研究生とし、修了者、その他特に編集委員会の承認を得た者は準会員とする。脱会に関してはすべて編集委員会の了承を必要とする。
- 4 編集委員会は編集長一名、財務一名、名簿担当一名、及び編集委員によって構成される。原則として編集長、財務、名簿担当は博士課程二年生に置かれ、編集委員は残る博士課程二年生および特に選出された二名の博士課程一年生からなる。
- 5 本会の会計年度は、毎年4月1日より始まり、翌年3月31日に終わる。
- 6 『コロキア』同人は主に運営費および会誌執筆者の執筆料によって運営される。運営費および執筆料は財務が毎年定める。
- 7 前年度決算報告は、翌年度4月ガイダンス終了後に行い、会員の承認を得る。
- 8 『コロキア』編集・発行に関わる案件は、編集委員会で討議の上、原則として編集長が判断、決定する。但し、規約の改正および特に会員による討議を必要とすると編集長が判断した案件については、編集長が『コロキア』同人総会を招集し、そこにおいて討議する。
- 9 『コロキア』同人総会は、会員の四分の三以上の出席をもって成立し、議案は出席者の三分の二以上の賛成により決議される。
- 10 編集長の解任動議は、規約6条に関わらず会員の三分の一以上の署名をもって発議され編集委員の一人が暫定的に議長を務める解任会議において討議される。解任会議は運営員の四分の三以上の出席をもって成立し、解任動議は出席者の四分の三以上の賛成により決議される。
- 11 投稿規定については別に定める。
- 12 『コロキア』同人の住所は、東京都港区三田 2-15-45 慶應義塾大学大学院校舎 6 階自治会室内とする。

補則1 上記『『コロキア』同人規約』は1999年4月7日をもって発効する。

(改定 2013年4月4日 発効)

『コロキア』投稿規定

- 1 投稿資格は『コロキア』会員・準会員全員が持つ。
- 2 投稿論文は未発表のものであること。ただし既に口頭で発表し、その旨明記してある場合はこの限りではない。
- 3 投稿論文の審査は編集委員会が行い、掲載を決定する。但し会員の投稿に当たっては、原則として指導教授を含む推薦人2名からの推薦状が必要である。準会員の投稿論文に関してはこの限りではない。
- 4 論文の長さは原則として、和文はA4横書き40字×40行、英文は同じく12ポイント×35行。いずれも注・書誌・図形等を含めて20枚以内とする。
- 5 論文の書式はMLA、LSA、MHRAのいずれかに従うものとする。
- 6 投稿論文は編集委員会で用意する最新のテンプレートに従い、原則としてコンピュータファイルの形で提出する。但し、提出形態、書式の細目等については当該年度の編集委員会が決定する。
- 7 投稿論文の著作権は、当該著者に帰属する。ただし、慶應義塾大学大学院文学研究科英米文学専攻『コロキア』同人は当該論文について排他的に出版・電子化・公開することができる。

補則1 上記『『コロキア』投稿規定』は2002年4月6日をもって発効する。

補則2 投稿原稿については大学院在籍者のものを主体に掲載する。